

令和6年度 給水装置工事施行要領 改正対照表 (主な内容)

改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・2・1 給水方式
改正内容	直結方式を優先して検討することについて追記		
改正後		改正前	
<p>1 給水方式は、直結式、受水槽式及び直結受水槽併用式とする。給水栓の高さ、使用水量、使用用途、維持管理面等を考慮して決定すること。</p> <p>2 給水方式の適用範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 直結式</p> <p>① 直結直圧式 配水管の水圧で給水装置の末端の給水栓等まで給水する方式であり、配水管の給水能力が十分であるときはこの方式とする。</p> <p>ア 建物の地上1、2階及び地下1階に給水するとき。</p> <p>イ 建物の3階に給水し、中高層建物直結給水技術基準に該当するとき。</p> <p>② 中高層建物直結給水技術基準に基づく直結増圧給水に該当するとき。</p> <p>(2) 受水槽式 受水槽を設け、水道水をこれに一旦貯めてから給水する方式である。</p> <p>ア 病院等で事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要なとき。</p> <p>イ 一時に多量の水を使用する場合、又は使用水量の変動が大きいときなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。</p> <p>ウ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量又は水圧を必要とするとき。</p>		<p>1 給水方式は、直結式、受水槽式及び直結受水槽併用式とする。給水栓の高さ、使用水量、使用用途、維持管理面等を考慮して決定すること。</p> <p>2 給水方式の適用範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 直結式</p> <p>① 直結直圧式 配水管の水圧で給水装置の末端の給水栓等まで給水する方式であり、配水管の給水能力が十分であるときはこの方式とする。</p> <p>ア 建物の地上1、2階及び地下1階に給水するとき。</p> <p>イ 建物の3階に給水し、中高層建物直結給水技術基準に該当するとき。</p> <p>② 中高層建物直結給水技術基準に基づく直結増圧給水に該当するとき。</p> <p>(2) 受水槽式 受水槽を設け、水道水をこれに一旦貯めてから給水する方式である。</p> <p>ア 病院等で事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要なとき。</p> <p>イ 一時に多量の水を使用する場合、又は使用水量の変動が大きいときなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるとき。</p> <p>ウ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量又は水圧を必要とするとき。</p>	

エ 有害薬品を使用する工場等からの逆流によって配水管の水を汚染するおそれがあるとき。

オ 給水用具以外の設備に給水するとき。

カ 直結式給水に適合しないとき。

(3) 直結受水槽併用式 一つの建築物内で直結直圧式と受水槽式を併用する方式である。

ア 地上3階建て以上又は地下2階以上の建物で、階層別に給水方式を分けるとき。

イ 給水用具以外の設備に一部給水するとき。

エ 有害薬品を使用する工場等からの逆流によって配水管の水を汚染するおそれがあるとき。

オ 給水用具以外の設備に給水するとき。

カ 直結式給水に適合しないとき。

(3) 直結受水槽併用式 一つの建築物内で直結直圧式と受水槽式を併用する方式である。

ア 地上3階建て以上又は地下2階以上の建物で、階層別に給水方式を分けるとき。

イ 給水用具以外の設備に一部給水するとき。

〈解説〉

- 1 設計条件を考慮した上で、直結式を優先して検討すること。
- 2 受水槽の設置者は、条例等に基づき適正に管理し、その管理の状況に関する検査を実施しなければならない。(条例第41条2項、施行規定第20条)

〈解説〉

- 1 受水槽の設置者は、条例等に基づき適正に管理し、その管理の状況に関する検査を実施しなければならない。(条例第41条1項、施行規定第20条)

令和6年度 給水装置工事施行要領 改正対照表 (主な内容)

改正章	2 給水装置の設計			改正部分	2・4・1 配水管等への取付口からメーターまでの給水管及び給水用具				
改正内容	別表第11 <給水装置工事の指定材料一覧表>追加								
改正後				改正前					
異種管継手		75×50		ダクタイトル鋳鉄管φ75と高密度ポリエチレン管φ50を接続する。 (株)川西水道機器 スッポン MD-V-K	異種管継手		75×50		ダクタイトル鋳鉄管φ75と高密度ポリエチレン管φ50を接続する。 (株)川西水道機器 スッポン MD-V-K
		50		高密度ポリエチレン管φ50とS50形ダクタイトル鋳鉄管を接続する。 (株)川西水道機器 スッポン MD-V			50		高密度ポリエチレン管φ50とS50形ダクタイトル鋳鉄管を接続する。 (株)川西水道機器 スッポン MD-V
		50		高密度ポリエチレン管φ50またはポリエチレン管φ50とフランジ形ソフトシール仕切弁φ50を接続する。 (株)川西水道機器 スッポンロングMVFポリ用 (PE/AW用)			50		高密度ポリエチレン管φ50またはポリエチレン管φ50とフランジ形ソフトシール仕切弁φ50を接続する。 (株)川西水道機器 スッポンロングMVFポリ用 (PE/AW用)
		F75×40 F75×50		高密度ポリエチレン管φ40またはφ50とフランジ形ソフトシール仕切弁φ75を接続する。 (株)川西水道機器 スッポンショートMVF-Kポリ用 (AW用)			F75×40 F75×50		高密度ポリエチレン管φ40またはφ50とフランジ形ソフトシール仕切弁φ75を接続する。 (株)川西水道機器 スッポンショートMVF-Kポリ用 (AW用)

		13~50	SKX各種 (株)川西水道機器 HPPE×VP 前澤給装工業(株) (株)光明製作所			13~50		SKX各種 (株)川西水道機器
--	--	-------	--	--	--	-------	--	-----------------

令和6年度 給水装置工事施行要領 改正対照表（主な内容）

改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・4・8 仕切弁及び止水栓の設置
改正内容	仕切弁の舗装面との段差について追記		
改正後		改正前	
<p>仕切弁及び止水栓の設置は、次によること。（配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第11）を参照のこと。）</p> <p>1 設置の留意点</p> <p>（1）仕切弁及び止水栓は、配水管等から直角に分岐した方向線上に設置する。</p> <p>（2）専用の筐又はメーターボックスに収納して設置する。</p> <p>（3）止水栓の傾きを防ぐため、止水栓にスペーサー（樹脂製）を設置することを標準とする。</p> <p>2 道路内に設置する場合</p> <p>（1）交差点の外側に設置する。（道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図（別図第15）を参照のこと。）</p> <p>（2）仕切弁又は止水栓を設置する給水管の埋設深さに合わせて設置する。また、止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。</p> <p>（3）仕切弁筐は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差は5mm以内とする。</p> <p>（4）仕切弁筐は管の土被りが0.9mの場合にはA1Sを、土被り1.2m場合にはA1Lを使用すること。</p> <p>3 単独で給水装置を宅地内に設置する場合</p> <p>（1）操作が容易で維持管理に支障がない場所に管理用止水栓又は仕切弁を設置する。</p>		<p>仕切弁及び止水栓の設置は、次によること。（配水管等への取付口からメーターまでの標準配管図（別図第11）を参照のこと。）</p> <p>1 設置の留意点</p> <p>（1）仕切弁及び止水栓は、配水管等から直角に分岐した方向線上に設置する。</p> <p>（2）専用の筐又はメーターボックスに収納して設置する。</p> <p>（3）止水栓の傾きを防ぐため、止水栓にスペーサー（樹脂製）を設置することを標準とする。</p> <p>2 道路内に設置する場合</p> <p>（1）交差点の外側に設置する。（道路内に仕切弁又は止水栓を設置する場合の標準図（別図第15）を参照のこと。）</p> <p>（2）仕切弁又は止水栓を設置する給水管の埋設深さに合わせて設置する。また、止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。</p> <p>3 単独で給水装置を宅地内に設置する場合</p> <p>（1）操作が容易で維持管理に支障がない場所に管理用止水栓又は仕切弁を設置する。</p>	

(2) メーター口径が25mm以下の場合

- ア 管理用止水栓及びメーター直結止水栓を設置する。
- イ 管理用止水栓は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。
- ウ メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.6mとする。
- エ 管理用止水栓の設置が困難な場合は、メーター直結止水栓のみを設置する。
- オ 宅地盤が盛土等で高い場合は宅地内で立上り管を設置する。(別図第16を参照のこと)

(3) メーター口径が30～50mmの場合

- ア 仕切弁及びメーター直結止水栓を設置する。
- イ 仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。
- ウ メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.9mとする。

(4) メーター口径が75mm以上の場合

- ア 仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

4 連合栓の場合

- (1) 操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。
- (2) それぞれの給水装置に、メーター直結止水栓を設置する。

(2) メーター口径が25mm以下の場合

- ア 管理用止水栓及びメーター直結止水栓を設置する。
- イ 管理用止水栓は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。
- ウ メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.6mとする。
- エ 管理用止水栓の設置が困難な場合は、メーター直結止水栓のみを設置する。
- オ 宅地盤が盛土等で高い場合は宅地内で立上り管を設置する。(別図第16を参照のこと)

(3) メーター口径が30～50mmの場合

- ア 仕切弁及びメーター直結止水栓を設置する。
- イ 仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。
- ウ メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りは0.9mとする。

(4) メーター口径が75mm以上の場合

- ア 仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

4 連合栓の場合

- (1) 操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。
- (2) それぞれの給水装置に、メーター直結止水栓を設置する。

(3) 管理用止水栓又は仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置の共用部分に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。

(4) 系統又は棟ごとにも、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

(5) 配水管の分岐から宅地まで距離が遠い場合は第一及び第二止水栓を設置する。

(6) メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りはメーター口径に応じて0.6～0.9mとする。

5 予定栓の場合

(1) 操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

(2) 取出し管の口径が25mm以下の場合

ア 管理用止水栓を設置する。

イ 管理用止水栓は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。

(3) 取出し管の口径が30mm以上の場合

ア 仕切弁を設置する。

イ 仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

(3) 管理用止水栓又は仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置の共用部分に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。

(4) 系統又は棟ごとにも、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

(5) 配水管の分岐から宅地まで距離が遠い場合は第一及び第二止水栓を設置する。

(6) メーター直結止水栓は、メーターボックス内に収納して設置し、土被りはメーター口径に応じて0.6～0.9mとする。

5 予定栓の場合

(1) 操作が容易で維持管理に支障がない場所に、管理用止水栓又は仕切弁を設置する。

(2) 取出し管の口径が25mm以下の場合

ア 管理用止水栓を設置する。

イ 管理用止水栓は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。また、管理用止水栓の寸法（呼び長さ）については、土被りが0.6mの場合は呼び長さ0.3m、土被りが0.9mの場合は0.65m、1.2mの場合は0.8mを標準とする。

(3) 取出し管の口径が30mm以上の場合

ア 仕切弁を設置する。

イ 仕切弁は、道路境界から宅地側に約0.5mの位置に設置し、配水管等への取付口の土被りと同一とする。

令和6年度 給水装置工事施行要領 改正対照表（主な内容）

改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・4・12 私設消火栓の設置
改正内容	私設消火栓が設置できる配水管の修正及び地下式消火栓の舗装面との段差について追記		
改正後		改正前	
<p>私設消火栓は、所轄の消防署と協議のうえ設置するものとし、次によること。</p> <p>1 私設消火栓が設置できる配水管等は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第3条第2項及び3項の規定に合致したものであること。</p> <p>2 私設消火栓の仕様</p> <p>（1）消火栓は地上式単口消火栓を標準とする。</p> <p>（2）φ300mm以上の配水管に設置する場合は、地上式双口消火栓とする。</p> <p>（3）地上式消火栓の設置が困難な場合は、管理者と協議すること。</p> <p>3 私設消火栓の設置場所</p> <p>（1）道路内に消火栓を設置する場合は、通行等に支障がなく、かつ、消防自動車の出入りに支障とならない場所とする。</p> <p>（2）歩道内に設置する場合は、歩道の有効幅員を確保する。なお、植樹帯には設置しない。</p> <p>4 地上式消火栓の設置については、地上式消火栓の標準図（別図第21）によること。</p> <p>5 地上式消火栓の放水口の向きは、単口の場合は進行方向を標準とし、双口の場合は進行方向と平行とする。</p> <p>6 消火栓の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第11）によること。</p> <p>7 地下式消火栓の鉄蓋は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差は5mm以内とすること。</p>		<p>私設消火栓は、所轄の消防署と協議のうえ設置するものとし、次によること。</p> <p>1 私設消火栓が設置できる配水管等は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第3条第2項の規定に合致したものであること。</p> <p>2 私設消火栓の仕様</p> <p>（1）消火栓は地上式単口消火栓を標準とする。</p> <p>（2）φ300mm以上の配水管に設置する場合は、地上式双口消火栓とする。</p> <p>（3）地上式消火栓の設置が困難な場合は、管理者と協議すること。</p> <p>3 私設消火栓の設置場所</p> <p>（1）道路内に消火栓を設置する場合は、通行等に支障がなく、かつ、消防自動車の出入りに支障とならない場所とする。</p> <p>（2）歩道内に設置する場合は、歩道の有効幅員を確保する。なお、植樹帯には設置しない。</p> <p>4 地上式消火栓の設置については、地上式消火栓の標準図（別図第21）によること。</p> <p>5 地上式消火栓の放水口の向きは、単口の場合は進行方向を標準とし、双口の場合は進行方向と平行とする。</p> <p>6 消火栓の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第11）によること。</p>	

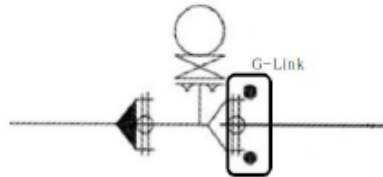
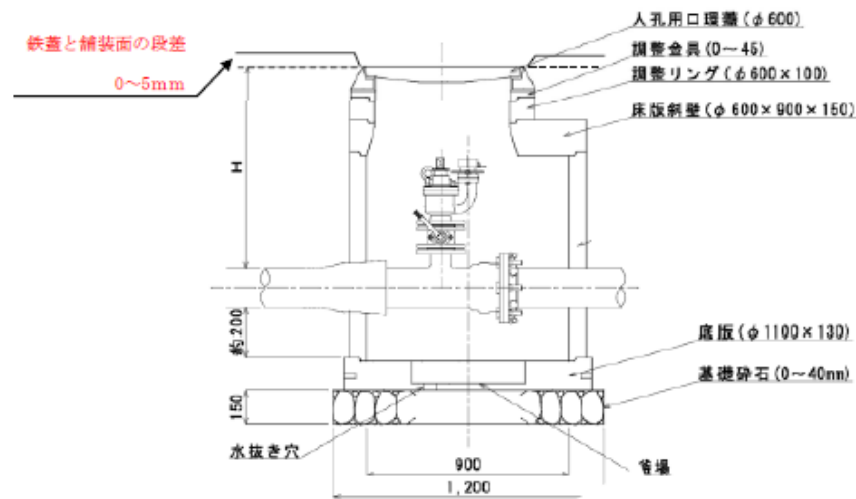
〈解説〉

- 2 (3) 地下式消火栓を設置できる場合がある。
- 3 道路内に消火栓を設置する場合は、道路管理者の指示に従うこと。
- 4 地上式消火栓の設置高（舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離）については、80mmとすること。
- 6 地下式消火栓の弁室の構造は、地下式消火栓弁室構造図（別図第22）によること。

〈解説〉

- 2 (3) 地下式消火栓を設置できる場合がある。
- 3 道路内に消火栓を設置する場合は、道路管理者の指示に従うこと。
- 4 地上式消火栓の設置高（舗装仕上がり面から上胴部最下面までの距離）については、80mmとすること。
- 6 地下式消火栓の弁室の構造は、地下式消火栓弁室構造図（別図第22）によること。

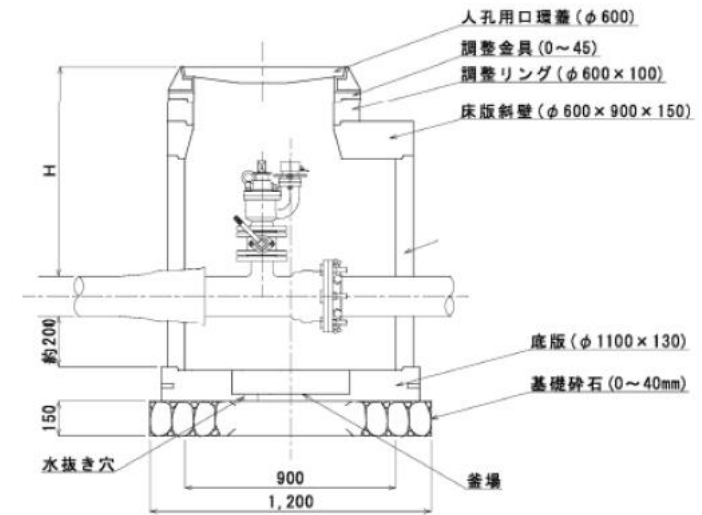
別図第 22 <地下式消火栓弁室構造図>



注 1 H=120cm の場合は、直壁 (φ900×300) を 1 個追加すること。

注 2 現場状況に応じて、躯体ブロック φ900×900 の代わりに、躯体ブロック φ900×600 及び直壁 φ900×300 を使用してもよい。

別図第 22 <地下式消火栓弁室構造図>



注 1 H=120cm の場合は、直壁 (φ900×300) を 1 個追加すること。

注 2 現場状況に応じて、躯体ブロック φ900×900 の代わりに、躯体ブロック φ900×600 及び直壁 φ900×300 を使用してもよい。

令和6年度 給水装置工事施行要領 改正対照表 (主な内容)

改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・4・14 排水弁の設置
改正内容	排水弁の舗装面との段差について追記		
改正後		改正前	
<p>1 排水弁は、次の場合に設置すること。</p> <p>(1) 口径が 30 mm以上の給水管で、基幹となる給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が概ね 40 リットルを超える場合</p> <p>(2) その他管理者が必要と認めた場合</p> <p>2 排水弁は、給水管の末端部に設置するものとし、末端口径別の排水弁選定表 (別表第 16) によること。</p> <p>3 排水弁の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表 (別表第 11) によること。</p> <p>4 弁室は、排水弁室構造図 (別図第 24) によること。</p> <p>5 排水弁及び排水弁に至る給水管の土被りは、0.9m以上とすること。</p> <p>6 排水弁室は、舗装仕上がり面より高くしないこと。段差は 5 mm以内とすること。</p>		<p>1 排水弁は、次の場合に設置すること。</p> <p>(1) 口径が 30 mm以上の給水管で、基幹となる給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が概ね 40 リットルを超える場合</p> <p>(2) その他管理者が必要と認めた場合</p> <p>2 排水弁は、給水管の末端部に設置するものとし、末端口径別の排水弁選定表 (別表第 16) によること。</p> <p>3 排水弁の使用材料は、給水装置工事の指定材料一覧表 (別表第 11) によること。</p> <p>4 弁室は、排水弁室構造図 (別図第 24) によること。</p> <p>5 排水弁及び排水弁に至る給水管の土被りは、0.9m以上とすること。</p>	

〈解説〉

1 排水弁の設置場所は、できるだけ車両の出入口や駐車スペースを避け放流先（側溝までの距離等）を考慮すること。

別表第 16 <末端口径別の排水弁選定表〉

給水管の末端口径 (mm)	不凍式排水弁 (mm)
φ 40 以下	φ 40
φ 50	φ 50
φ 75 以上	φ 50 又は地下式消火栓

〈解説〉

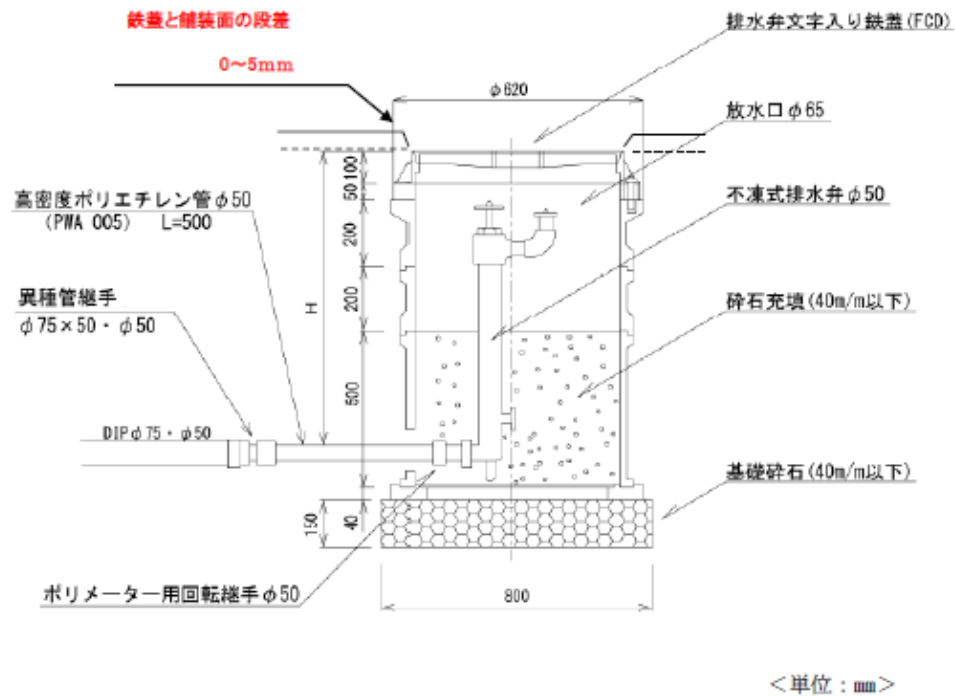
1 排水弁の設置場所は、できるだけ車両の出入口や駐車スペースを避け放流先（側溝までの距離等）を考慮すること。

別表第 16 <末端口径別の排水弁選定表〉

給水管の末端口径 (mm)	不凍式排水弁 (mm)
φ 40 以下	φ 40
φ 50	φ 50
φ 75 以上	φ 50 又は地下式消火栓

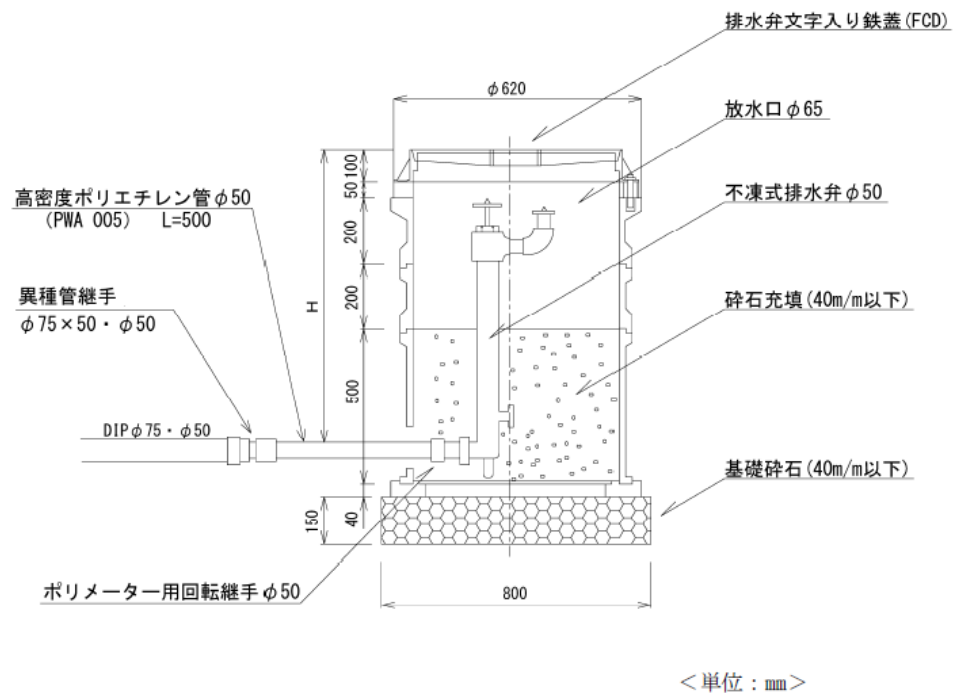
別図第 24 <排水弁室構造図>

構造図はH=900mmの場合である。



別図第 24 <排水弁室構造図>

構造図はH=900mmの場合である。



令和6年度 給水装置工事施行要領 主な改正内容の対照表

改正章	2 給水装置の設計	改正部分	2・4・19 水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置
改正内容	水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置について追記		
改 正 後		改 正 前	
<p>1 水道の給水管に直結する非常用貯水槽（以下「非常用貯水槽」という）の設置にあたっては、次によること。</p> <p>(1) 「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて」（薬生水発0711第1号 令和5年7月11日）を確認の上申請を行うこと。</p> <p>(2) 非常用貯水槽設置箇所直近上流側に逆止弁を設置すること。</p> <p>(3) 非常用貯水槽設置箇所の上流側に水質確認用の水栓を設けること。</p> <p>(4) 給水装置工事申込みの際に、「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置に関する承諾書」（要領様式31号）を提出すること。</p> <p>〈解説〉</p> <p>1 (1) ア 厚生労働省通知による。</p> <p>イ 非常用貯水槽については、製造業者等から製品についての情報収集を十分に行うとともに、所有者に対して説明を行うこと。</p> <p>ウ 非常用貯水槽を設置する際には、事前に給排水課審査係へ協議すること。</p> <p>(3) ア 管理者の水質管理範囲は、非常用貯水槽の上流側までとなる。</p> <p>イ 非常用貯水槽を含む下流側の水質については、所有者において適切に管理すること。</p>			

改正章	8 様式集	改正部分	要領様式第 31 号
-----	-------	------	------------

改正内容	水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置に関する承諾書		
------	-----------------------------	--	--

改正後	改正前
-----	-----

要領様式第 31 号 水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置に関する承諾書(日本産業規格 A 4)

水道の給水管に直結する非常用貯水槽の設置に関する承諾書	
年 月 日	
盛岡市上下水道事業管理者 様	
水栓番号	第 号
容量	m ³
給水装置場所	盛岡市
給水装置所有者	住所 氏名 連絡先
指定給水装置工事業者	住所 氏名又は名称 代表者氏名
管理責任者 (管 理 会 社 等)	住所 管理会社名 責任者 連絡先

水道の給水管に直結する非常用貯水槽（以下「非常用貯水槽」という。）の設置にあたり、下記の条件を承諾いたします。

記

- 1 配水管の断水（災害その他の正当な理由による一時的な断水又は水道施設の工事に係る断水）又は水圧低下のために、非常用貯水槽の性能が十分に発揮されない状況が生じても、盛岡市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）はその責任を負わないこと。
- 2 非常用貯水槽を通じて給水される水の水質については、管理者はその責任を負わないこと。
- 3 非常用貯水槽はその所有者に管理責任がある。給水装置工事業者は当該装置の製造業者と連携して、当該装置の設置場所、非常時の使用方法、維持管理・点検方法、水質の確認方法等、管理に関する事項を周知徹底すること。
- 4 非常用貯水槽を含む下流側の水質については、所有者において適切に管理すること。
- 5 非常用貯水槽の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に周知すること。
- 6 非常用貯水槽が設置された家屋又は部屋を賃貸するときは、当該装置が上記の条件付きであることを、借家人等に周知すること。